岩手県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和８年10月20日

岩手県知事　達　増　拓　也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地	
岩手県	盛岡市内丸11番１号	岩手県立南光病院訪問看護ステーションなんこう	一関市狐禅寺字大平17番地	令和８年10月１日